

Q

**家族が亡くなりました。市県民税はどうなりますか？**

私の家族が令和4年3月に亡くなりましたが、市県民税はどうなりますか？

A

**令和4年度の市県民税は納付が必要になります。**

令和4年度の市県民税は、令和4年1月1日現在秋田市に住んでいたかたに納めていただきます。1月2日以降、年の途中でお亡くなりになったかたに対しても、前年中の所得によっては、令和4年度の市県民税を納めていただく場合があります。その場合、相続されたかたが納税義務を引き継ぐことになります。

秋田市では、お亡くなりになったかたの相続人と思われるかた1名を代表者として任意に選定して納税通知書をお送りします。別の相続のかたへ送付を希望される場合は、同封の「相続人代表者指定届」にご記入の上、返信用封筒でご返送ください。また、納税通知書送付前に送付先のご希望があれば、市民税課までご連絡ください。

なお、令和3年中に亡くなられたかたは、令和4年度の市県民税は課税されませんが、所得税の準確定申告が必要となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署（P24右のお問合せ先参照）へお問合せください。

**\*市県民税の証明書について\***

Q

**市県民税の証明書を請求するには何が必要ですか？**

所得証明書や納税証明書を取りに窓口に行こうと思います。何を持って行けばいいですか？

A

**本人確認ができる書類などが必要です。**

証明書の請求時には本人確認を行っていますので、運転免許証、マイナンバーカード（通知カードは不可）、健康保険証、年金手帳、パスポートなど、本人確認ができる公的機関発行の書類をご持参ください。

本人または同居の親族以外のかたが請求する場合は、委任状が必要です。

また、納めて間もない市税の納税証明書を請求する場合は領収書をご持参ください。

Q

**市外に転出しました。所得証明書は転出先で取れますか？**

令和3年12月に長年住んでいた秋田市からA市に転出しました。所得証明書はどこで取れますか？

A

**所得証明書の年度によって異なります。**

令和3年度の所得証明書は令和3年1月1日現在居住していた秋田市から交付されます。

令和4年度の所得証明書は令和4年1月1日現在居住していたA市から交付されます。

遠方などで窓口に来ることが難しいかたは、郵便またはオンラインで請求することもできますので、請求先の市区町村の税証明担当へお問合せください。

